

木造住宅への耐震診断助成を  
行っています

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が発生し、多くの被害をもたらしました。現在、どこで地震が発生してもおかしくない状況です。住宅の被害を最小限に抑えるためには、住宅の耐震化が必要であり、市民の生命・財産を守るために大変重要と考えます。

下野市では、震災に強い安全・安心なまちづくりの推進のため、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して耐震診断助成を平成19年4月から実施しています。

●対象となる住宅

次の条件を満たす市内の住宅  
木造2階建て以下の戸建て住宅（併用住宅を含む）  
在来軸組工法により建築された住宅

賃貸を目的としない住宅

昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震基準の建築物）

●補助対象者

次の条件を満たす方

補助対象住宅を所有する方であって、当該住宅に居住する方

市税の滞納のない方

●補助額

耐震診断機関が行った耐震診断に要した経費の3分の2以内を市が補助します。ただし、上限は十万円です。

●補助申請に必要な書類

耐震診断計画書

補助対象住宅の見取図

耐震診断費用の見積書または、契約書の写し

補助対象住宅の建築時期が確認できる書類

住民票の写し

明書

補助対象住宅の家屋所有証明書

市税の納税証明書

申請及び問い合わせ先

都市計画課 ☎(48)2114

生垣の設置に要する費用の一部を補助します

市では、緑豊かな街づくりを進めています。住宅等の生垣を推進し、街並みの景観、美しいイメージを大切にしているために、次の内容で予算の範囲内において生垣設置に要

する費用の一部を補助します。

●補助対象要件

市街化区域内における住宅及び事業所等の建物の敷地に設置されるもの

宅地と道路又は水路との境界部分に設置した生垣

生垣の長さは、5メートル以上あること

高さ0.5メートル以上のものを1メートル当たり2本以上植栽すること

●補助金額  
予算の範囲内において、実費の2分の1とし、限度額5万円



## 屋外広告物を設置する皆さまへ

4月1日から権限移譲により、屋外広告物許可申請の窓口が県土木事務所から各市町に変わりました。以下のごことにご留意していただき、屋外広告物法令の遵守について引き続きのご理解、ご協力をお願いします。

●平成21年3月31日までに県が許可している屋外広告物について

県の許可が市に引き継がれます。県で許可をした期間が終了するまでは、改めて市に申請する必要はありません。

●屋外広告業者の登録について

平成21年4月1日以降も申請窓口などについて現行と変わりありません。広告主から広告物の表示や設置に関する工事を請け負い、栃木県内（宇都宮市を除く。）に屋外広告物を設置する場合は、栃木県に屋外広告業者登録が必要です。

●許可申請等のイメージ図

平成21年4月1日以降の屋外広告物許可申請及び屋外広告業者登録について（下線部分が変更になります。）

屋外広告物を設置する方  
施工業者



設置する場所の市町に屋外広告物許可申請

栃木県県土整備部都市計画課に屋外広告業者登録申請

●問い合わせ先 栃木県県土整備部都市計画課 ☎028-623-2463  
下野市都市計画課 ☎48-2114